

放送受信契約の未契約世帯への訴訟予告通知の発送について

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から、受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起することとしています。
- 9月20日に、これ以上営業現場での対応を重ねても自発的に契約いただくことが困難と判断した東京都内の15世帯について、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更し、さらに対応を重ねてまいりましたが、本日、このうち、どうしてもご理解をいただけない8件につきまして、民事訴訟の実施の予告通知を発送いたしました。
- 今後も受信契約の締結に応じていただけない場合は、やむを得ず民事訴訟を提起いたします。

【参考】

- 9月20日に窓口変更を行った未契約事業所3件については、1件（埼玉県）が放送受信契約の締結に応じていただき、残る2件（東京都）にも、円満に契約を締結していただくよう話し合いを継続しているところです。
- また本日新たに、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した事業所4件（静岡県3件、福岡県1件）に対して、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。

これまでの未契約世帯・事業所に対する民事訴訟

- ・ 未契約世帯については、平成22年12月に2件の訴訟予告通知を行いました。いずれもその後円満に受信契約を締結しました。これまで提訴に至ったことはありません。
- ・ 未契約事業所については、平成21年6月以降に2件の民事訴訟の提起を行いました。いずれもその後円満に受信契約を締結し、訴えを取り下げました。
- ・ 世帯、事業所ともに、現在係属している訴訟はありません。